

上天草市地域おこし協力隊募集要項  
～令和7年度着任企業連携型（藍の村観光株式会社）  
観光×交流ビジネスコーディネーター～

## 1 概要

上天草市は風光明媚な景観と天草五橋を始め多くの景勝地が点在する熊本県内でも有数の観光地であり、地元民間事業者による積極的な投資が行われ、話題の宿泊施設・観光施設が開業したこと、国内外から多くの観光客が訪れています。一方で、平成16年に約36,000人であった本市の人口は令和6年には約24,000人まで減少するなど、人口減少及び少子高齢化が急激に進行しています。この少子高齢化による人口の減少、若者の転出に伴う担い手不足、これから派生する地域経済の縮小は、大きな課題であり、これらの影響は、基幹産業である観光業にも波及しています。

これらの課題を解決するためには、平日や閑散期でも安定した需要を生み出し、地域全体が持続可能な成長を遂げる仕組みを構築することが求められています。

そこで、市と民間企業が連携し、市の観光業における平日需要・閑散期需要を高め、地域経済を安定させ、市民の生活向上を図ることを目的に地域おこし協力隊（企業連携型（藍の村観光株式会社）観光×交流ビジネスコーディネーター）を募集します。

## 2 募集人数

1名

## 3 活動地区

上天草市全域（藍の村観光株式会社）

## 4 活動開始（予定）

令和7年10月1日（水）～

## 5 活動概要

### （1）宿泊プランの検討及び造成

平日・閑散期需要を掘り起こすために、①ターゲットとなる顧客のペルソナの設定、②顧客にアプローチするための宿泊プラン（以下「プラン」という。）の検討、③プランのテスト販売、④プランのブラッシュアップ等を行い、継続的に販売が可能なプランを造成すること。

### （2）交流プログラムの検討及び造成

本市において積極的に投資を行っている地域経営者等との交流プロ

グラム（以下「プログラム」という。）を造成し、隨時効果測定を行う。  
なお、プログラムの検討にあたっては、地域経営者等と適宜相談すること。

（3） プログラムの持続可能な実施体制づくり

プログラムを持続的に実施できるための体制づくりとして、①必要となる資源（ヒト・モノ・カネ等）の確保に向けた取組、②SNS やウェブサイト等での情報発信、③若年層ターゲット（大学生）への直接的なアプローチ等を行うこと。

（4） 利用者との継続的な関係構築のためのコミュニティ形成

プラン又はプログラムを利用した後も継続的な関係性を維持するためにオンラインコミュニティを整備すること。

（5） その他

（1）～（4）に挙げたものの他、観光について市全域の課題解決に資する業務を提案し、市と連携しながら取組を行うこと。

## 6 募集要件

（1） 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら、意欲と情熱を持って活動できる人

（2） パソコンを操作できる人（必要書類の作成、SNS による情報発信等）

（3） 3大都市圏をはじめとする都市地域等から本市に住民票を移動できる人  
※地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページをご確認ください。

（4） 普通自動車免許を有している人

（5） 地域おこし協力隊の活動終了後も、本市に定住する意思のある人

## 7 身分等

（1） 隊員の身分は、「上天草市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき市長が委嘱し、藍の村観光株式会社の社員として藍の村観光株式会社と雇用契約を締結します。（上天草市とは雇用契約は締結しません。）

（2） 任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとします（ただし、活動状況・実績等を勘案し、最長3年まで（令和7年10月1日に着任した場合は令和10年9月30日まで）の延長あり。）希望する場合は、令和10年10月1日以降も藍の村観光株式会社の社員として継続雇用をいたします。

（3） 地域おこし協力隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合は、任期中であっても任用を取り消します。

## 8 待遇・福利厚生

（1） 藍の村観光株式会社から給与として、月額291,000円※以上を支払います。（能力に応じて変動あり。）※月額については、現在6月議会へ補正予算を計上しており、予算成立後の額を記載しています。

- (2) 藍の村観光株式会社の社内規定に準じ、社会保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入します。
- (3) 転居に係る費用や生活に要する光熱水費等一切の費用は、個人負担となります。
- (4) 住居は、市からの紹介も可能です。(家賃については、活動に要する経費として計上することも可能です。)
- (5) 活動に要する経費については、藍の村観光株式会社及び上天草市と協議の上、予算の範囲内で支給します。隊員1人当たり1年間最大で200万円を上限とします。

## 9 応募手続等

- (1) 募集期間  
令和7年6月18日(水)～令和7年7月15日(火)
  - (2) 提出書類
    - ア 上天草市地域おこし協力隊応募用紙(様式第1号)
    - イ 住民票の写し
    - ウ 運転免許証の写し
    - エ 履歴書
    - オ 職務経歴書
  - (3) 提出方法  
メール(令和7年7月15日(火)午後5時必着)
  - (4) 提出先  
藍の村観光株式会社 担当:直江  
Email: w.naoe@lisolaterrace.com
- ※提出後の応募書類については、上天草市企画政策部企画政策課地方創生係と共有しますので、あらかじめご了承ください。

## 10 選考方法等

- (1) 第1次選考(書類選考)  
「上天草市地域おこし協力隊員応募用紙(様式第1号)」をもとに、藍の村観光株式会社が書類選考を行います。なお、選考結果については、応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考(オンライン面接)  
第1次選考合格者を対象に、藍の村観光株式会社の担当者とのオンライン面接を行います。  
面接の日時等については、第1次選考の結果を藍の村観光株式会社から通知する際にお知らせします。
- (3) 最終選考(面接)  
第2次選考合格者を対象に、上天草市とオンライン又は対面で面接を行います。  
面接の日時等については、藍の村観光株式会社から第2次選考の結果を通知する際にお知らせします。

(4) 最終選考結果

最終選考終了後、選考結果を最終選考合格者に文書で通知します。

なお、選考の経過及び結果についての問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

11 お問合せ

【活動内容や待遇等に関すること】

〒869-3601

熊本県上天草市大矢野町登立910

藍の村観光株式会社 担当：直江

電話：0964-56-5151

Email: w.naoe@lisolaterrace.com

【地域おこし協力隊制度・その他に関するここと】

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市企画政策部企画政策課地方創生係 担当：森

電話：0964-26-5539

e-mail : kikaku@city.kamiamakusa.lg.jp